

第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年6月6日 午前10時00分 招集
2. 令和元年6月19日 午前10時00分 開議
3. 令和元年6月19日 午前10時57分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	まちづくり課長	荒木仁
会計課長	大塚浩二	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 37 号 阿蘇市支所設置条例及び阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について
- ② 議案第 41 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 46 号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 38 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ② 議案第 39 号 阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 40 号 阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について
- ④ 議案第 41 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第 43 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 44 号 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 45 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 35 号 阿蘇市森林環境譲与税基金条例の制定について
- ② 議案第 36 号 国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の制定について
- ③ 議案第 41 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 42 号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 47 号 字の区域の変更について
- ⑥ 議案第 48 号 国営大野川上流地区土地改良事業の事務の委託について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、本日

の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者の名簿のとおりであります。

お諮りします。議事に入る前に、第 95 回全国市議会議長会定期総会におきまして、議長在職 4 年以上の方の表彰状また第 94 回九州市議会議長会定期総会におきまして、理事への感謝状を受け取りました。つきましては、ここで表彰状並びに感謝状の伝達を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、伝達を行います。受賞者は、藏原博敏前議長であります。

それでは、表彰状並びに感謝状の伝達を行いますので、藏原議員は、議場中央のほうにお願いいたします。

〔表彰〕

○議長（湯浅正司君） 表彰を受けられました藏原博敏議員におかれましては、誠におめでとうございます。

これをもちまして、表彰状並びに感謝状の伝達を終わります。

それでは、会期日程等につきましては、これより議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日、9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、一般質問の取り扱いにつきまして、今期一般質問の通告者は 14 名が予定されております。従いまして、一般質問を 6 月 20 日と 21 日の 2 日間とし、20 日 7 名、21 日 7 名の議員の一般質問を行うことに決定いたしました。なお、本日、議会散会後は全員協議会を開くことにいたしましたので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 37 号 阿蘇市支所設置条例及び阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について

- ② 議案第 41 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 46 号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 37 号「阿蘇市支所設置条例及び阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について」他 2 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。ただ今より総務常任委員会委員長報告をいたします。

令和元年第 1 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 3 件であります。6 月 12 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして、報告いたします。

最初に、議案第 37 号「阿蘇市支所設置条例及び阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について」であります。

波野支所長から「本件は、波野支所庁舎の新築移転に伴い、支所設置条例及び防災行政無線設置条例の一部を改正するものです。」との補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 41 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より「一般職の非常勤職員数とその人件費の総額は。」との質疑があり、総務課人事係長から「非常勤職員については、約 90 名を雇用しており、人件費総額はおよそ 1 億 4,000 万円です」との答弁がありました。

別の委員より「消防団の装備品として購入するチェーンソー 3 台の配置場所は。また、使用には講習が必要かと思われるが。」との質疑があり、防災対策室長から「チェーンソーは、本庁、波野・内牧の両支所に配置予定です。講習等については、今後、実施される訓練等で計画したいと考えています。」との答弁がありました。また、委員より「強風により道路を塞いだ倒木等の緊急的な撤去も想定されることから、有効活用が図られるようお願いする。」との意見がありました。

また委員より「職員数については、合併当初と比較すると相当数減っているようだが、これまでの災害経験を踏まえ、現在の 313 名という数は適正だと思われるか。」との質疑があり、総務部長から「2 度の大きな災害を受け、個人的には現在の職員数が限界ではないかと感じています。しかしながら、確実に増嵩する社会保障に要する経費を考えると何らかの対策は必要であると考えます。」との答弁がありました。

関連して別の委員より「国の指標と比較した場合はどうか。」との質疑があり、部長から「類似団体の職員数も減少していることから、国の指標とは少し開きはあると思います。

また、阿蘇市は非常に面積も広く、支所も2つ設置している状況も踏まえ、今後の職員採用計画や再任用職員の活用なども含めて検討する必要があると考えます。なお、限られた人員の中で、より効率的な組織となるよう本年度中の組織体系の見直しを予定しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第46号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」であります。

総務課長から「市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち交通災害見舞金に関する事務について、規約にある構成する団体のうち合志市が脱退することに伴い、同文議決を求めるものです。」との補足説明があり、委員より「この事務である交通災害見舞金について、交通事故に遭われた方が申請漏れのないよう確実な周知が必要であると思われるが。」との質疑があり、課長から「ホームページなどでしっかりと周知広報に努めていきたいと考えます。」との答弁がありました。

また、別の委員より「交通災害見舞金の市の状況は。」との質疑があり、課長から「平成30年度が18件、29年度13件、28年度21件、27年度37件、26年度35件です。支払い金額としては、ここ3箇年の申請状況としては、対象は10日以上入院等について2万円から、90日以上180日未満の治療期間で4万円の支給がほとんどです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第41号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第41号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第37号「阿蘇市支所設置条例及び阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号「熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 38 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ② 議案第 39 号 阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 40 号 阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について
- ④ 議案第 41 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第 43 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 44 号 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 45 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 38 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」ほか 6 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和元年第 1 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 7 件であります。6 月 13 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 38 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 39 号「阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。

委員より「保証人がいない人は、対象とならないのか」との質疑があり、福祉課長より「保証人がいなければ、今回の貸し付けの対象にはなりません」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 40 号「阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 41 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

教育課長から補足説明があり、委員より「桜の伐採業務委託の 180 万円については、おおよそ何本ぐらいの伐採を予定しているのか。」との質疑があり、社会体育係長より「伐採を予定している一の宮運動公園には、約 90 本の桜があり、そのうち 73 本がてんぐ巢病にかかっております。根元からの伐採は 26 本で、枯れ枝等の除去が 47 本となっております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「英語検定チャレンジ事業補助金の内訳と何名ぐらい見込んでいるのか。」との質疑があり、教育課長より「中学 3 年生は、英検 3 級を 200 名程度と見込んでおり約 78 万円です。そのうち 3 分の 1 の 26 万円が県からの補助金です。残りの 22 万円は、4 級、5 級として、小中学生の希望がある生徒を募って、英語検定を受験させたいと考えております。4 級に 70 名、5 級に 30 名を想定しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「英語検定チャレンジ事業の関連で、今後 A L T も含め、人員の確保や事業充実の計画はあるのか。」との質疑があり、教育長より「今のところは A L T を増やす予定はありませんが、小学校の 5・6 年生で英語科の授業が始まりましたので、市の職員を 2 名雇用し、A L T と一緒に英語活動の充実を図りたいと考えております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「アゼリア 21 の空調設備の工事請負費 2,000 万円は一般財源となっているが、何か優位な財源はなかったのか。」との質疑があり、社会体育係長より「国の高補助率の補助事業の対象とするため、エネルギー調査等を実施しましたが、診断の結果、補助金をいただける対象とはなりませんでした。」との答弁がありました。また、委員より「アゼリア 21 の施設は、市民の方々の医療費削減等にも大きく貢献しているところもあり、今後ともしっかりとした整備を行っていただきたい」との意見がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

福祉課長より補足説明があり、委員より「幼児教育無償化システムは、業者への委託となっているが、個人情報の取り扱いについては十分留意していただきたい。」との意見があり、福祉課長より「個人情報には十分配慮してまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「未婚の児童扶養手当の対象者は、20 名程度と言われたが、把握されているのか。また、支給方法は。」との質疑があり、福祉課長より「戸籍情報等の状況に応じて対象になるかを判断しますので、細かい想定はしていません。また、支給については申請方式で、1 回限りの支給となります。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長より補足説明があり、委員より「成人風しんの予防接種については、よくニュース等で話を聞くが、阿蘇市としては広報等でお知らせをするのか。」との質疑があり、健康増進室長より「広報とお知らせ端末などで広く周知しています。また、クーポンなども速

やかに発送できるよう、説明文を付けて郵送の準備をしたいと思っております」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 43 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 44 号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 45 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 41 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

6 番、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 議案第 39 号、反対する立場で討論に参加をさせていただきます。この議案第 39 号の阿蘇市災害慶弔金の支給に関する条例、これは災害援護資金貸付制度の、この制度自身の長所は、所得制限さえ満たしておけば災害による被害を受けた被災者は、比較的安易に貸し付けを受けることができる。貸付金の用途には制限がないという形になっています。しかし、保証人になることを依頼できる親族または知人がいない被災者こそ、まさに今後の生活再建のための公的支援を必要としているのではないのでしょうか。もっとも支援を必要とする被害者が利用できない支援制度では、重大な欠陥があると言わざるを得ません。よって、反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 41 号「令和元年度阿蘇市一般会

計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 38 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号「阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 39 号は、起立より採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、議案第 39 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号「阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 35 号 阿蘇市森林環境譲与税基金条例の制定について
- ② 議案第 36 号 国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の制定について
- ③ 議案第 41 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 42 号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 47 号 字の区域の変更について
- ⑥ 議案第 48 号 国営大野川上流地区土地改良事業の事務の委託について

○議長（湯浅正司君） 次に、経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 35 号「阿蘇市森林環境譲与税基金条例の制定について」ほか 5 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和元年第 1 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 6 件であります。6 月 14 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 35 号「阿蘇市森林環境譲与税基金条例の制定について」であります。

まず、農政課長より補足説明があり、続いて会計課長から「基金の管理部分について、第 3 条第 1 項の基金に属する現金につきましては、地方自治法で最も確実かつ有利な方法により、これを保管しなければならないとされており、その規定を定めています。同条第 2 項は、地方自治法の規定に基づき、基金の運用方法の多様化を考慮して規定したものです。本市においては、これまで有価証券での運用は行っていませんが、資金運用の 1 つの手段として、元本が保証され、銀行への預金預けよりも確実に運用益が得られるような場合には、有価証券に変えることができるとして明記したものです。また、基金に関しましては、副市長を委員長とした『阿蘇市公金管理検討委員会』を必要に応じて開催し、協議を行う機会も別途定めています。なお、基金の運用状況等につきましては、例月出納検査及び決算書においてご報告させていただいているところです。」との補足説明がありました。

その後、委員より「この基金はどの程度の額を積み立てできるものと考えているのか。また、基金活用の内容はどの程度考えているのか。」との質疑があり、農政課長から「本年度は 1,747 万 4,000 円を予定しており、令和 3 年度まで毎年、同額程度の額が市に交付される

予定です。令和4年度以降は譲与税の増額に伴い若干上がる見込みです。予算配分については、初年度ということもあり、まず山林所有者に対して森林整備に関する意向調査、現地確認などで必要となる経費に一部充当し活用する予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「意向調査については、市が直接行うのか、森林組合などに委託するのか。既に他の町村では森林組合からの意向調査の通知があっているようだが。」との質疑があり、課長から「本市では、意向調査の前に、本制度を理解していただくため、森林所有者の方に事業内容を紹介した通知を行います。その後に、事業に取り組みやすい地域から、順次、意向調査を予定することにしており、この際、発生する業務を森林組合等へ委託を検討しているところです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号「国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の制定について」であります。

農政課長からパネルによる補足説明があり、委員より「今回の法的管理以外に、2市1村で構成する各土地改良区と、この管理部分との棲み分けはどのようになっているのか。」との質疑があり、農政課長から「まず、基幹水利施設につきましては、土地改良法で法的管理を行うよう規定が設けられており、その他の国営施設である幹線水路やファームポンドまでの管理については、維持管理経費を賦課金として受益者から徴収し、関係土地改良区で管理することになっています。」との答弁がありました。また委員より「ファームポンドから先の維持管理はどのようになるのか。」との質疑があり、課長から「ファームポンドから給水栓までの県営施設についても賦課金を徴収し、大分県側の既存の3土地改良区、それから熊本県側の阿蘇東部土地改良区（仮称）を新たに立ち上げ、それぞれの関係土地改良区で維持管理をしていく計画になっています。なお、国営施設については、維持管理協議会が採択を受けて操作管理を一体的に受託するという形になっています。」との答弁がありました。

別の委員より「阿蘇市の受益農家は何戸で、阿蘇東部土地改良区（仮称）の設立はどのような状況なのか。」との質疑があり、農村整備係長から「現在の水利用の面積といたしまして、荻岳工区、それから茶臼塚工区、合わせまして合計24戸で、現在30haに対しての水利用が行われています。まずはこの24戸の農家で土地改良区を設立いたしまして、順次、水利用面積を拡大させていくものと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

住環境課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より「公有財産購入費の155万1,000円について、購入を予定している土地の地目と面積は。」との質疑があり、建設課長から「地目は山林と宅地があり、合わせて面積が330㎡になります。」との答弁があり、また、委員より「この土地の購入単価は。」との質疑があり、管理係長から「現在の評価額を基に算定しており、1㎡当たり宅地で約4,800円。山林

につきましては2,600円となっています。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「担い手づくり支援交付金事業補助金のポイント制について、何を基準に採点し、何ポイントを確保しなければならないのか。」との質疑があり、農政課長から「採択されるための必要ポイントは13ポイント以上です。採択基準としては、経営体が行う6次産業化の導入や規模拡大、新規就農者などの項目にポイントの配分がそれぞれ設定されており、それらを基に作成された申請内容を市が精査し、県へ採択申請するということになっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金について、地元説明会の詳しい内容を。」との質疑があり、課長から「説明会は本年2月27日に対象地域の公民館で開催されています。約20名近くの近隣住民の方に参加いただいたという報告を受けています。」との答弁があり、また、委員より「出席された方だけに説明を行い、事業許可を得ているということでしょうか。」との質疑があり、課長から「市の職員も説明会に参加し、事業者が地域の方に行った環境対策への配慮の方策等について、十分に説明内容を確認した上で、しっかりとした計画であると判断したものです。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より「シェアサイクリング実証実験負担金について、実験終了後も40台の電動自転車を活用できるとのことだが、どこに配置するのか。」との質疑があり、観光課長から「今後、実証実験の結果などを見て、実行委員会で決める予定です。」との答弁がありました。

また、委員より「阿蘇竹田ブランド観光地域づくり推進協議会について、自治体はどのような位置付けなのか。」との質疑があり、観光課長補佐から「自治体は事業主体になります。JR九州とは昨年12月に協定を締結しています。今後は列車による送客を強化し、併せて地域の活性化を図ろうというものです。事業内容の具体的なものとして、滞在プログラムの開発、公共交通ネットワークの構築、受入体制の整備などを進めます。」との答弁がありました。

また、委員より「マウンテンバイクフィールド助成金について、利用している方がどれだけのいるのか疑問を感じている。実際にマウンテンバイクに興味を持っている人は阿蘇市内でどのくらいいるのか。」との質疑があり、観光課長から「当初、現地に自転車を置くか置かないか。利用率を上げるには自転車を置くという検討がなされましたが、結果的に場所を提供するというところでスタートしました。現在、民間の方に管理を依頼し、年間約2,000人の方々が利用されています。」との答弁がありました。

また、委員より「先ほどナイター教室を実施しているとの答弁があったが、電気料の支払いはどのようにしているのか。」との質疑があり、課長から「推進期間ということで、市のほうで負担しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より再度、シェアサイクリングの実証事業について、「総事業費3,000万円ということだが、事務局、事業主体的なものはどこで行うのか。」との質疑があり、課長補佐から「事務局、実証事業の主体は、一般社団法人民間活力開発機構になります。機構、

阿蘇市、そしてコギダス協議会とで実行委員会を設置し、本実証事業を行います。」との答弁があり、また、委員より「実証実験は、内牧中心で考えていると思うが、観光客誘致のために行うものなのか、それとも市民に対してサイクリングの普及を図るものなのか、その辺りを明確にした方が良いと思われる。300万円かけて実施するのであれば効果的なやり方を期待する。」との意見があり、また、別の委員より「マウンテンバイクフィールドの利用率や活動状況には疑問を持っている。また、阿蘇竹田ブランド観光地域づくり推進協議会の事業についても発想はいいのだが、その方向性が定まらず結果的に効果が出ないこともあると思われ、検証を行うことは大切だが、成果が上がらないのであれば、勇気を持って見直しや方向転換を行うことも必要であると思われる。」などの意見がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「あそ☆ビバ遊具のバッテリーカーについて、何台導入予定なのか。また、自治体が運営している公園で、こういった動く遊具を置いているところは実際どこにあるのか。どういった発想からこれが来たのか。ここまで自治体が整備する必要があるのか疑問である。」との質疑があり、まちづくり課長から「バッテリーカーの導入は、3台を購入予定です。これらの備品を導入した自治体は、萩市のアクティビティパーク、庄内町、道の駅であれば田川市にある道の駅などがあります。今回の事業目的として、あそ☆ビバの内容をより充実させることによって、内牧地域への誘客を図り、来訪者がその後、内牧商店街へと流れるような仕組みづくりを計画したものです。また、施設は開園して8年ほど経過していますが、これまでに大きな模様替えをしていないこともあり、今回、新たな整備を図ることで来場者の増加を図るものです。」との答弁があり、また、委員より「あそ☆ビバの整備は、市民のためなのか、あるいは市外から来られる方のためなのか。そのあたりを明確にする必要があると思うが。」との質疑があり、課長から「あそ☆ビバは、観光客だけを対象に整備されたものではありません。地域の方々と地域外から来られた方々が共に利用していただくことで、交流人口の拡大を図ることを目的に整備されたものです。」との答弁がありました。

また、委員より「バッテリーカーを動かすためには舗装道が必要ですが、それをなぜ市が整備せずに、業務委託で行う理由は。」との質疑があり、課長から「これまで管理委託先に、公園内の舗装等の整備を依頼し、安価で済んだという実績も踏まえ委託という形をとったものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て討論を行いました。委員より「マウンテンバイクフィールド助成金について、当初の目的から離れているように思われる。また、本当にそれだけの利用があるのかという点でも疑問を感じることから本案には反対します。」との反対討論があり、このため挙手による採決を行った結果、可否同数となりましたので、委員長採決により本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「下水道処理場の耐震改修の事業について詳細な説明を。」との質疑があり、住環境課長から「改築更新事業は平成20年から進めている事業で、本年度は、管理棟の耐震

強度が不足しておりますので、その補強を行うものです。」との答弁があり、また、下水道係長から「今回の管理棟の耐震改修は、本年度から2箇年計画で総事業費1億9,680万円を予定しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号「字の区域の変更について」であります。

まちづくり課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号「国営大野川上流地区土地改良事業の事務の委託について」であります。

委員より「この規約の中で、委託事務の範囲の中に施設の操作運転の業務とあるが、これは現地に職員が常駐という形で行うのか。」との質疑があり、農政課長から「令和2年4月から、基幹施設の管理操作研修を受けた維持管理協議会の職員を中心に、常駐して全体的な操作を行っていくということで、現在、維持管理協議会と調整を行っています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第41号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

6番、竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 6番、竹原祐一です。

私は、議案第35号、阿蘇市森林環境剰余税基金の制定について、反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

森林環境税の整備の財源を徴収する目的で住民税納税者に年1,000円を上乗せして徴収する、全額を地方自治体に剰余します。課税対象者は約6,000万人程度を想定し、年間約600億円の財源が見込まれています。2024年から課税を始め、東日本大震災の復興財源のための地方税増税の期間終了後、直ちに目的を変えて、そのまま徴収するものです。ただし、地方自治体への剰余は、2019年から実施をいたします。その財源は、暫定的に特別会計への借入れで補い、そして森林環境税の税徴収で償還をいたします。国土保全や地域温暖化等のための森林整備は必要ですが、あまりにも安易な増税であり、本制度のような使い道を曖昧にして、広く、薄く国民に負担を求めるのは、まさに大衆課税の強化です。よって。私は反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ほかにないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 41 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 35 号「阿蘇市森林環境譲与税基金条例の制定について」採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 35 号は、起立より採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、議案第 35 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号「国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の制定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号「字の区域の変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号「国営大野川上流地区土地改良事業の事務の委託について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 41 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く案件について討論採決が終わりました。

これより、議案第 41 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論はありませんか。

11 番、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。

常任委員会でも反対討論をいたしました。この補正予算の中でマウンテンバイクワールドの助成金について、当初の目的から離れているように思われる点、また本当にこれだけの利用があるのかという点でも疑問を持っておりますので、反対をいたします。

○議長（湯淺正司君） 他に討論はありませんか。

13 番、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 別の議案で反対討論いたします。

あそ☆ビバの遊具の導入の件です。3 台の導入で、ここに書いてあるような効果が得られるとは全く思っておりません。相当なメンテナンスの料金が発生してくるものと思われま。るので、反対をいたします。

○議長（湯淺正司君） 他にありませんか。

討論が他にないので、討論を終わります。

これより、議案第 41 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 41 号は起立より採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯淺正司君） 起立多数です。よって、議案第 41 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

午前 10 時 57 分 散会